までは除く。祝口 5時15分 (正午-1年曜日午前8時20年) 開庁する時間 重 なる日は開 (正午~. 祝日と土曜日 庁します。) 30 午後1 分~午後 時

社会教 開 館日 開 館時間

おりです

ある方以外

駐車はでき

①学校の事務及び用務

給

せん。

取り扱えない業務

育施設や体育施設 は現

また、 保 育園 児童館、 行ど

ります すべての業務を行 一部除かれる業務があ 0 で、 ご注意くださ 1) ・ます 問合せ企画調

※ 市 のの時 車 昭内に用す 没所前 場 は、 開庁 0) 事

9 時 水曜日午前8時30分~午後 (祝日は開庁しません。)

試行実施します

ただし、

8月7日出は

「第54回福生七夕まつり」と重

るため開庁しません。

季期間の利用状況等を検証するため、

開昨

.庁時間延長は6月末で試行期間年10月から開始した毎週土曜日

月から開始した毎週土曜日の開庁と毎週水曜

が終了しますが

夏日

引き続き9月まで

③水道: ② 他 取り扱えませんのでご注内の納入通知書がないと 意ください 確認してくださ んの 業務は取り扱いできませ の機関の確認が必 で、 納入通知書が 料金の納入は、 事前に各担当 納期 要な

監査事 務。 食事務・調理、 務、 契 約 選挙事務、 検査事

くわ 市 税等

考

《納期内納税にご協力を》

整課

企画

調整

今月は、市・都民税(第1期)の納期です。 口座振替を利用している方は、残高不足になら ないように注意してください。

《納め忘れはありませんか》

次のとおり納期限は過ぎております。

◎固定資産税·都市計画税第1期(5月31日)

日|時

◎軽自動車税全期(5月31日)

問合せ収納課収納係

相談内容|期

手続きは簡単です。 便利な口座振替 収 し利用ください 納課収 \mathcal{O} 納 付 納係 は を

7 月の無料相談※休日・祝日を除く

所|

1H HX 1 J LI	7/1 H	() [H]	· 200 17 1	UT TO
人権身の上相談 行 政 相 談	7日(水)		商工会館 2階会議室	
登記 相談	1日休)			
法 律 相 談	9日金 14日休 21日休 28日休	午後1時30分 ~4時30分	市役所1階 市民相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日の6日前から電話で 市民相談係へ。
交通事故相談	15日休)			相談日以外は、東京都都民の 声課 会 03•5320•7733
税 務 相 談	22日(末)			
女性悩みごと相談	福生市 14日(水) 28日(水)	\sim	11	福生市・羽村市在住の女性の 方でしたらどちらの市へ申し 込まれてもかまいません。
羽村市との 共同事業	羽村市 7日(水) 21日(水)	午後1時30分	羽村市役所 東庁舎1階	予約制で先着3人まで(1人50 分以内)予約は、相談日の2週 間前から電話で福生市市民相 談係☎551·1511、羽村市市民 相談係☎555·1111へ。
少年相談	16日金)	午前9時 ~午後5時	市役所1階	予約制、市民相談係へ。相談日 以外は警視庁八王子少年セン ター☎0426•42•1677へ。
高齢者職業相談	20日(火)	午後1時30分 ~4時30分	市民相談室	おおむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火曜 ・水曜日	午前9時 ~午後4時	市役所1階 介護福祉課	
消費者相談	毎週月曜 ・木曜日	午前10時~正午 午後1時~4時	第3庁舎 2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時 ~4時	福祉 センター	
金融相談	15日休)	午後 1 時30分 ~ 3 時30分		商工会 含 551•2927 ※対象は市内の小規模事業者

市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、教育相談 (直通☎551・7700)は、各部署で

毎日行っておりますのでお気軽にご相談ください。

間

場

福生市税賦課徴収条例の一部改正

福生市税賦課徴収条例の一部が、改正されましたので主な改正事 項についてお知らせします。

個人市民税

市

1.個人市民税均等割の変更=均等割の人口段階別の税率区分を廃 止し、税率を年額3,000円(現行年額2,500円)に統一する。

現 行		改 正
人口50万以上の市	3,000円	
人口5万以上50万未満の市	2,500円	3,000円
その他の市及び町村	2,000円	

- □施行期日:平成16年4月1日(平成16年度の課税から適用になります。)
- 2. 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止=均等割の納 税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置を、平成 17年度から段階的に廃止する。(平成17年度分は2分の1課税、平成18年度 分から全額課税になります。)
- □施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)
- 3. 老年者控除の廃止=65歳以上で合計所得金額1,000万円以下の納 税義務者にかかる、所得控除額48万円を廃止する。
- □施行期日:平成17年1月1日(平成18年度の課税から適用になります。)
- 4. 土地等の長期譲渡所得課税の軽減=譲渡の年の1月1日において 所有期間が5年を超える土地・建物等にかかる譲渡益に対する税率を 4%から3.4%に引き下げる。なお、100万円の特別控除は廃止する。
- □施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)
- 5. 土地等の短期譲渡所得課税の軽減=譲渡の年の1月1日において 所有期間が5年以下の土地・建物等にかかる譲渡益に対する税率 を、9%か総合課税の上積税額の110%のいずれか多い税額から-律6%に引き下げる。
- □施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)
- 6. 非上場株式等の譲渡所得課税の軽減=譲渡益に対する税率を4% から3.4%に引き下げる。
- □施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)
- 7. 所得割および均等割の非課税限度額の引き下げ=非課税限度額 は、所得割については生活保護基準額を、均等割については生活扶 助基準額を勘案して設定されており、これらの基準額の改正を踏 まえ、下表のとおり引き下げます。
 - □施行期日:平成16年4月1日(平成16年度の課税から適用になります。)

個人市民税所得割および均等割の非課税限度額

●所得割の非課税限度額

〈改正〉 所得金額≤35万円×家族数+加算額35万円 〈現行〉 所得金額≦35万円×家族数+加算額36万円

❷均等割の非課税限度額

〈改正〉 所得金額≦35万円×家族数+加算額22万円 〈現行〉 所得金額≦35万円×家族数+加算額24万円

※注 ●および❷の加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を 有する場合のみ加算

問合せ課税課市民税係

╋**┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤╊┤**╊┤╋┤

平成15年度の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係							
測	定	場所	所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
川川	止	场	ולת	飛行回数	前年度比	飛行回数	前年度比
飛	行	総	数	12, 754	2, 689	2, 875	787
昼間(午前7時~午後7時)			(7時)	10, 493	2, 157	2, 242	628
夕 刻(午後7時~午後10時)			(10時)	1, 987	503	604	9
夜 間(午後10時~午前7時)			前7時)	274	29	29	150
最高音圧レベル(デシベル)			シベル)	121	0	102	4

5月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係							
測			熊川1571番地	也誘導灯付近	福生市役所屋上		
川川	止	场	וליז	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛	行	総	数	865	-389	186	-161
昼 間(午前7時~午後7時)			7時)	646	-405	122	-167
夕 刻(午後7時~午後10時)			10時)	195	22	64	7
夜 間(午後10時~午前7時)			前7時)	24	-6	0	-1
最高音圧レベル(デシベル)			シベル)	115	-3	85	-7